「滋賀写真部」SNSアカウント運用ポリシー

(目 的)

- 第1条 本ポリシーは、滋賀県総合政策部広報課が管理する次の滋賀写真部SNSアカウントについて必要な事項を定める。
 - (1) 「滋賀写真部 Facebook ページ」(以下「当ページ」という。)

ページ名:滋賀写真部

アドレス: https://www.facebook.com/shigaphotoclub

(2) 「滋賀写真部 Instagram アカウント」(以下「当アカウント」という。)

ユーザーネーム: shigaphotoclub

アドレス: https://www.instagram.com/shigaphotoclub

(基本方針)

第2条 滋賀写真部は、「写真で滋賀を面白く」をコンセプトに、滋賀の美しい風景や伝統文化、人々の営み、食など滋賀が誇る多くの地域資源を、幅広い価値観や視点で発掘し、当ページまたは当アカウントを通じ、広く国内外に発信・共有することで、滋賀の新たな価値の発見と滋賀イメージの向上を目指すものとする。

(運用管理責任者)

- 第3条 滋賀県総合政策部広報課長(以下「運用管理責任者」という。)は、当ページおよび 当アカウントの適切な運用管理のために次の各号に掲げる事務を行う。
 - (1) 当ページまたは当アカウント上への情報の掲載および削除等の承認、指示
 - (2) ユーザー情報やパスワード等の管理
 - (3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応
 - (4) その他、適切な運用を行うために必要な事項
- 2 運用管理責任者は、別途定める「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切 な運用に努める。

(運用方法)

- 第4条 滋賀写真部は、当ページへの「いいね」または当アカウントへの「フォロー」を行った者を「滋賀写真部員」(以下「部員」という。)とする。
- 2 滋賀写真部は、部員から以下のいずれかの方法で投稿のあった写真等の中から、第2条の趣旨に合致する写真等を選択し、当ページまたは当アカウント上に掲載する。
- (1) Facebook: 当ページのタイムラインから投稿のあった写真等
- (2)Instagram:「#滋賀写真部」または「#shigaphotoclub」を付けて投稿のあった写真等
- 3 滋賀写真部は、前項に定めるほか、適当と認める写真等を掲載することができる。
- 4 前2項に定める掲載は、運用管理責任者が指定する運用管理担当者が行う。

(著作権等)

第5条 前条第2項で投稿のあった写真等の著作権は部員に帰属するが、当ページまたは当アカウント上への掲載および県が行う広報活動等の用途について、部員は県に無償で使用を許諾するものとする。

- 2 県は、前項の用途において部員の写真等を使用する際には、サイズ調整、トリミング等、 使用のために必要な範囲でデータの修正を行うものとし、デザインの都合により表示が困難 な場合等を除き、原則部員の氏名(ユーザーネーム)を表示するものとする。
- 3 前2項に基づく写真等の使用および修正について、部員は県に対して、著作権ならびに著作者人格権を主張、行使しないものとする。

(アカウント運用者の明示)

第6条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、当ページおよび当アカウントのアドレス等を滋賀県公式ホームページ上に明示する。

(禁止事項)

- 第7条 当ページまたは当アカウントでは、次の各号に該当する投稿およびコメントを禁止する。
 - (1) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
 - (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
 - (3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの
 - (4) 本人の承諾なく個人情報を掲載するなどプライバシーを侵害するもの
 - (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
 - (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
 - (7) 政治または宗教の活動を目的とするもの
 - (8) 虚偽や事実と異なる内容を含むもの
 - (9) わいせつな表現を含むもの
 - (10) 滋賀写真部の趣旨と無関係なもの
 - (11) FacebookまたはInstagramの利用規約に反するもの
 - (12) (1) から(11) までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの
 - (13) その他、運用管理責任者が不適切と判断するもの
- 2 運用管理責任者が前項の各号に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿およ びコメントの全部または一部を削除することができる。

(免責事項)

- 第8条 県は、投稿された写真等に肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合について、一切責任を負わない。
- 2 県は、投稿者間、もしくは投稿者と第三者間のトラブルによって、投稿者または第三者に 生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第9条 本ポリシーに定めのない事項は運用管理責任者が別に定める。

付 則

本ポリシーは、平成30年3月27日から施行する。